

住居手当支給規則

平成27年 3月30日規則第48号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第15条の規定による住居手当の支給については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第6条の規定により支給される住居手当については、この規則の適用を受ける職員の例による。

3 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては、大阪市住居手当支給規則（昭和46年大阪市規則第26号）の規定に基づきなされた、届け出、決定等その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。